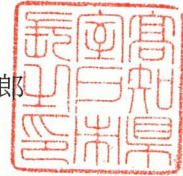


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

令和6年度佐喜浜小学校児童送迎車輛運行業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月22日

室戸市長 植田 壯一郎



記

| | |
|-----------------------------|--|
| (1) 物品又は役務の名称及び数量 | 佐喜浜小学校児童送迎車輛運行業務 別添仕様書参照 |
| (2) 契約者の決定方法及び選定基準 | 見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。 |
| (3) 見積書の提出場所及び提出期限 | 室戸市教育委員会 学校教育課 令和6年4月2日 午前9時 |
| (4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 | 室戸市教育委員会 学校教育課 室戸市浮津25番地1 |

児童送迎車輛運行仕様書

1 委託業務名 令和6年度佐喜浜小学校児童送迎車輛運行業務

2 業務内容 下表の運行業務を基本とする。
月に2回程度の洗車等の使用車輛の管理を行う。

ムーブ

小型（D車）
（4人乗り）

| 登校時 | 時刻 | 下校時 | 時刻 |
|-------|------|-------|-------|
| 入木発 | 7:35 | 佐喜浜小発 | 15:30 |
| 佐喜浜小着 | 7:50 | 入木着 | 15:45 |

※洗車作業は、送迎作業時間外の2時間で行う。

注：①学校行事等の都合によって変更する場合がある。

特に、午前中に授業終了の折りには、下校時間を学校から連絡します。

②学校教育課長の命により、就業先の学校が変更する場合がある。

3 期間 令和6年4月8日から令和7年3月31日

4 法令の遵守 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、交通安全
・交通事故防止・安全運転を心がけること。

5 業務従事の適正配置と名簿提出

業務の遂行に適した者を配置するとともに、従事者名簿を教育委員会に提出すること。

6 異常及び事故発生時

委託業務中の事故・異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を行い、教育委員会及び関係者へ報告すること。
事後に、状況を記した書類を教育委員会に提出すること。